

健康保険
任意継続被保険者資格取得申請書

| | | | |
|------|-----|----|---|
| 常務理事 | 事務長 | 担当 | 係 |
| | | | |

- ◎任意継続制度に加入するためには、継続して2カ月以上の被保険者期間が必要です。
◎資格喪失日から20日以内(健康保険法第37条規定)に誓約書を添付し提出してください。

※組合記入欄(記入しないでください)

| 記号・番号 | 資格取得日 | 標準報酬月額 | 資格喪失時 | 当初取得日 |
|-------|-------------|--------|-------|-------|
| 5000 | 令和 年 月 日 | 千円 | 千円 | |

任意継続被保険者の資格を申請する者

【保険料納付に関する誓約】※氏名欄に署名してください

任意継続被保険者の保険料納付については、健康保険法上厳しい条件があり(健康保険法第37・38条、裏面記載)、保険料が納入期日までに納付されない場合は、納入期日の翌日に資格喪失になります。本件に関して、保険料を健康保険組合が指定する期日までに納入しなかった場合は、資格が喪失されても異議ないことを承知します。

| 記入日 | 令和 年 月 日 | 扶養家族の有無 | 有・無 |
|---|----------|----------------------|----------------|
| (フリガナ) | | 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日 |
| 氏名 (署名欄) | | 性別 | 男・女 |
| 住所 (アパート・マンション名もご記入ください) | 〒 | 自宅 | - - |
| | | 携帯 | - - |
| 勤務していた時に使用していた 被保険者証等記号・番号 (分からない場合は、社員番号を記入) | | 資格喪失年月日 (※退職日の翌日) | 令和 年 月 日 |
| 勤務していた事業所名称 | | (所在地) | |

●留意事項

- 被保険者の資格期間は、原則として2年間です。
- 保険料は全額自己負担することになります。
- 被保険者資格の喪失は、次の場合に限られており任意に資格を喪失することは出来ません。
(1) 被保険者資格取得後の期間が、2年を経過したとき (2) 被保険者が死亡したとき
(3) 保険料を納付期日までに納付しないとき (4) 他の被用者保険の被保険者となったとき
(5) 後期高齢者医療の被保険者等となったとき (6) 任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき
- 引き続き家族を扶養に入れる場合は、任意継続用 被扶養者(異動)届を添付して下さい。
- 保険料の納付には前納制度があります。

受付日付印

| | |
|------|---|
| 提出書類 | ①健康保険任意継続被保険者資格取得申請書 ②誓約書 ③[引き続き被扶養者がいる場合] 任意継続用 被扶養者(異動)届 |
|------|---|

| | |
|-----|--|
| 提出先 | 〒135-0063 東京都江東区有明1-6-7 FR健康保険組合 |
|-----|--|

FR健康保険組合

■ 任意継続被保険者の保険料等に係る健康保険法の規定

第37条第2項【任意継続被保険者】

第3条第4項(任意継続被保険者の定義)の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、同項の規定にかかわらず、その者は、任意継続被保険者とならなかったものとみなす。ただし、その納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときは、この限りではない。

第38条【任意継続被保険者の資格喪失】

任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第4号、第5号のいずれかに該当するに至ったときは、その日)から、その資格を喪失する。

1. 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき(翌日)
2. 死亡したとき(翌日)
3. 保険料(初めて納付すべき保険料を除く)を納付期日までに納付しなかったとき(納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く)(翌日)
4. 再就職して、他の健康保険等の被保険者となったとき(その日)
5. 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき(その日)
6. 任意継続被保険者でなくなることを申し出た場合、資格喪失申出書が受理された月の翌月1日